## 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、松阪市税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

松阪市長 竹上 真人

記

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例(平成17年松阪市条例第105号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から 平成 32 年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第 12 条 (見出しを含む。) 及び附則第 13 条 (見出しを含む。) 中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松阪市税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の 固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従 前の例による。